

一段と対策が求められる「少子化」と「高齢化」(日本)

1. 「少子化」と「高齢化」の実態を知るには？

厚生労働省が発表する「国民生活基礎調査」で把握することが出来ます。1986年に開始されたこの調査は3年毎に大規模調査が、中間の各年には簡易な調査が実施されています。調査内容には、世帯数と世帯人員数(年齢層別世帯構成など)、各種世帯の所得状況(所得や貯蓄の状況など)、世帯員の健康状況、介護の状況などがあります。2013年は第10回目の大規模調査が実施されました。

2. 最近の動向

7月15日、2013年の「国民生活基礎調査」の結果が公表されました。これによると単独世帯(全世帯の26.5%)の増加に伴い、平均世帯人員は2.51人と減少の一途にあり、1950年代前半の5人程度から半減しています。また単独世帯のほか、高齢者世帯(65歳以上の者のみかこれに児童(18歳未満の未婚者)が加わった世帯、同23.2%)が急増しています。「高齢化」が進む中、介護者も高齢者となる、いわゆる「老々介護」が要介護者のいる世帯の51.2%を占め、調査開始以来初めて50%を超えました。

一方、児童のいる世帯の割合は全体の24.1%と、調査開始以来約半分に低下しました。このうち、生活意識として「苦しい」と答えた割合は65.9%に上り、上昇傾向にあります。母子世帯に限ると、この割合は84.8%まで増加します。「少子化」が進む中、こどもの生活環境は厳しさを増していると思われま



3. 今後の展開

同調査結果が公表された同日、全国知事会が開かれ、「少子化非常事態宣言」が取りまとめられました。この中では、人口減少による国力低下への懸念が示され、「少子化対策を国家的課題と位置付け、国と地方が総力を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組み、我が国の未来の姿を変えていく」と宣言されています。国の取り組みとしては、社会保障と税の一体改革が進められ、次世代育成支援対策の推進・強化や、ひとり親家庭に対する支援施策の充実などの法案が、今春の国会で成立しました。また来年10%となる可能性がある消費税増税は、社会保障の充実・安定化も目的とされています。持続的な経済成長を支えるため、アベノミクスが進める女性の更なる活躍促進とともに、「少子化」と「高齢化」への一層の対策が期待されます。

弊社マーケットレポート

検索!!

2014年07月04日【キーワード No.1,364】政府は輝く「なでしこ」の拡大を推進(日本)

2014年06月17日【キーワード No.1,351】大きな柱が見えた今年の「成長戦略」(日本)

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

【重要な注意事項】

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用…申込手数料 上限3.78%(税込)

…換金(解約)手数料 上限1.08%(税込)

…信託財産留保額 上限3.50%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用…信託報酬 上限年 2.052%(税込)

◆その他費用…監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメントが運用するすべての投資信託(基準日現在において有価証券届出書を提出済みの未設定の投資信託を含みます。)における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

●投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

●投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

[2014年4月1日現在]

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。



三井住友アセットマネジメント株式会社